

霧島市条例第57号  
平成28年12月26日

霧島市霧島保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 前田 終止

霧島市霧島保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市霧島保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第167号）の一部を次のように改正する。

別表栄養指導室の項及び母子指導室の項中「250円」を「150円」に改め、同表調理実習室の項中「250円」を「240円」に改め、同表備考1中「使用時間に1時間未満の端数を生じたときは」を「使用時間が1時間に満たないときは」に、「を含むものとする」を「は、使用時間に含めるものとする」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の霧島市霧島保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。